

# 令和6年度

## 第4回沖縄地方最低賃金審議会

日時：令和6年8月13日（火）16:30～

場所：那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室（2階）

### 議事次第

- 1 沖縄県最低賃金の改正決定について
  - (1) 専門部会報告
  - (2) 答申
- 2 その他



沖地最審専第6号  
令和6年8月13日

沖縄地方最低賃金審議会会長 殿

沖縄地方最低賃金審議会  
沖縄県最低賃金専門部会  
部会長 島袋 秀勝

### 沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月1日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねたが、合意をみなかったため別紙のとおり審議経過を報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

#### 記

##### 公益代表委員

部会長 島袋 秀勝  
部会長代理 上江洲 純子  
西村 オリエ

弁護士  
沖縄国際大学法学部教授  
弁護士

##### 労働者代表委員

石川 修治  
知花 優  
照喜名 朝和

連合沖縄副事務局長  
連合沖縄事務局長  
沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長

##### 使用者代表委員

佐久本 和代  
田端 一雄  
津波古 透

沖縄県中小企業団体中央会事務局長  
沖縄県経営者協会専務理事  
沖縄県商工会連合会専務理事

## 審 議 経 過

- 1 第1回専門部会（令和6年7月22日）
  - ・ 部会長、部会長代理の選出、運営規程案について
  - ・ 事業場実地視察の実施の有無及び関係参考人（労・使）の意見聴取について
  - ・ 今後の審議日程について
  
- 2 第2回専門部会（令和6年7月24日、25日、26日）
  - ・ 事業場実地視察【3事業場（建物サービス業、小売業、食料品製造業）】
  
- 3 第3回専門部会（令和6年7月31日）
  - ・ 参考人意見聴取（労側2名、使側1名）
  - ・ 令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果
  
- 4 第4回専門部会（令和6年8月2日）
  - ・ 改正額の提示・調整
    - 労側提示 896円を67円引上げ963円
    - 使側提示 896円を25円引上げ921円
  
- 5 第5回専門部会（令和6年8月5日）
  - ・ 改正額の提示・調整
    - 労側提示 896円を63円引上げ959円
    - 使側提示 896円を36円引上げ932円
  
- 6 第6回専門部会（令和6年8月7日）
  - ・ 改正額の提示・調整
    - 労側提示 896円を61円引上げ957円
    - 使側提示 896円を40円引上げ936円
  
- 7 第7回専門部会（令和6年8月9日）
  - ・ 改正額の提示・調整
    - 労側提示 896円を56円引上げ952円
    - 使側提示 896円を43円引上げ939円
  
- 8 第8回専門部会（令和6年8月13日）
  - ・ 改正額の提示・調整

労側提示 896 円を 56 円引上げ 952 円

使側提示 896 円を 43 円引上げ 939 円

- ・ 全会一致に至らなかったため労側、使側の提示額について採決
  - 952 円について賛成 5 名
  - 939 円について賛成 3 名
- ・ 別添の要望事項等を報告書に記載して、沖縄地方最低賃金審議会会長宛て提出することで合意。

## 別添

( 1 ) 中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる取引環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月、中小企業庁)に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の更なる強化を図るとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月、内閣官房、公正取引委員会)の更なる周知と実効性のある取組を行うこと。

( 2 ) 生産性向上に取り組んだ場合に支給される「業務改善助成金」や非正規雇用労働者の処遇改善の取組を実施した事業者に対して支給される「キャリアアップ助成金」については、その利活用の促進と周知の徹底に取り組むとともに、引続き、手続きの簡素化、使い勝手の向上に努めること。

( 3 ) 公契約について、今年も、事業場視察、参考人招致等において、最低賃金改定後の改定契約の時期が、予算措置後の翌年4月になるなどの事例報告があったところである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の56円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議するとともに、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう受注者の申出に速やかに対応すること。

( 4 ) 最低賃金発効までのプロセスについては、現状では、結審から発効日までに価格転嫁をするための準備期間が足りない場合があることや、公契約について、最低賃金改定に伴う契約の改定が翌年4月になることがあり、最低賃金改定に伴う人件費上昇分が赤字要因となり得ること、社会保険に加入していない非正規職員による就業調整が生じた場合の人員不足の問題等を抱えている。

政府は最低賃金について、「2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指す」としているが、毎年50円を超える引上げ幅が続くと、特に、中小企業、小規模事業者にとっては、改定への対応が年々厳しくなることが想定される。

このため、最賃引上げの持続性のために、最低賃金の改定のあり方について、国及び中央最低賃金審議会において、法改正を含めた抜本的な議論を行うことを要望する。